

預貯金口座への付番について

預貯金口座への付番については、社会保障制度の所得・資産要件を適正に執行する観点や、適正・公平な税務執行の観点等から、金融機関の預貯金口座をマイナンバーと紐付け、金融機関に対する社会保障の資力調査や税務調査の際にマイナンバーを利用して照会できるようにすることにより、現行法で認められている資力調査や税務調査の実効性を高めるものである。また、預金保険法又は農水産業協同組合貯金保険法の規定に基づき、預貯金口座の名寄せ事務にも、マイナンバーを利用できるようにするものである。

【行政機関等】

預金保険機構・
農水産業協同組
合貯金保険機構



地方自治体・
年金事務所等



【税務署】



【マイナンバー法改正】

預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構を、マイナンバー法における「個人番号利用事務実施者」として位置付け、マイナンバーの利用を可能とする など

マイナンバー付で
預貯金情報を照会

【社会保障給付関係法律・
預金保険関係法令改正】
マイナンバーが付された預
貯金情報の提供を求める
ことができる旨の照会規定
等を整備

【金融機関】

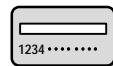


【国税通則法・地方税法改正】
照会に効率的に対応することができるよう、
預貯金情報をマイナンバーにより検索可能
な状態で管理する義務を課す

【顧客名簿】

預金者名	個人番号	種類	口座番号	残高
	1234	普通	123...	円
		定期	456...	円
× × × ×	9876	普通	987...	× × 円
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

番号を
告知



預貯金者は、銀行等の
金融機関から、マイナンバー
の告知を求められる
法律上、告知義務
は課されない

番号を
告知



【付番促進のための見直し措置の検討】

付番開始後3年を目途に、預貯金口座に対する付番状況等を踏まえて、必要と認められるときは、預貯金口座への付番促進のための所要の措置を講じる旨の見直し規定を法案の附則に規定。